

仕様書

1 概要

- (1) 件名 「令和5年長与町庁舎外16施設電力需給」
- (2) 需給場所 「別添資料」のとおり
- (3) 用途 官公庁舎等

2 仕様

- (1) 供給電気方法等
「別添資料1」のとおり
- (2) 契約電力・予定使用電力量
ア 契約電力 2, 313 kW (各施設合計)
(契約電力とは、契約上使用できる電気の最大電力をいい、30分間最大需要電力計により計測される需要電力が原則としてこれを超えないものとする。)
イ 契約期間中の予定使用電力量 2, 528, 943 kWh (各施設合計)
月別予定使用電力量は、「別添資料2」のとおりとする。
- (3) 使用期間
自令和5年3月1日 00:00 至 令和6年2月29日 24:00

3 その他

- (1) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特にない。
- (2) 各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引又は割増、電力量料金の燃料費調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、九州管内の旧一般電気事業者が定める標準供給条件によるものとする。
- (3) 契約を締結した後において、経済状況及び発電費用等の変動のやむを得ぬ事情により契約単価が不相当となった場合は、双方協議の上、契約単価を変更することが出来る。
- (4) 電力量等の検針に必要な機器の準備及び機器交換工事作業等について調整が必要な場合には、一般送配電事業者と調整することとする。
- (5) 事故等が発生した場合の連絡体制を確立させておくとともに、当方が指定する連絡先へ指示・報告ができるようにしておくこととする。
- (6) 当該入札に係る契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定による長期継続契約であるため、この契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る長与町の歳出予算において減額又は削除があった場合、長与町は、この契約を変更し、又は解除することができる。
- (7) この仕様書に定めのない事項については、九州管内の旧一般電気事業者が定める標準供給条件によるほか、当該職員の指示に従うものとする。